

「意見をお寄せください」

意見公募手続 羽村市産業振興計画（案）

産業振興計画は、羽村市の産業が持続的に発展していくために、産業の目指すべき方向性や具体的なあり方を示し、産業振興策を体系的・計画的に推進していくことを目的として策定するものです。

羽村市産業振興計画策定懇談会からの提言を踏まえ、このたび、計画（案）をまとめました。皆さんの意見を募集します。

募集期間 1月4日(月)～2月1日(月)
(午後5時必着)

意見を出せる方 市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出へ（様式は問いません）

※電話での受付はできません。

※必要事項は、各閲覧場所・市公式サイトで確認するか、問い合わせてください。

※持参の場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

閲覧場所 1月4日(月)から、市役所

1階市政情報コーナー（祝日を除く）、市役所西分室2階産業振興計画担当窓口（土・日曜日、祝日を除く）、図書館（休館日を除く）

※市公式サイトでもご覧いただけます。

注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

○意見に対する個別の回答はできません。

○受け付けた意見は、個人情報を除いた上で、市の考え方を付して市公式サイトなどで公表します。

○案件に対する賛否を問うものではありません。

提出先・問合せ 羽村市産業振興計画担当(☎)665-2051-8601(所在地記載不要) FAX 579-1259

○✉s206020@city.hamura.tokyo.jp



「あなたのアイデアを市政に」

市長とトーク（タウンミーティング）

暮らしや市政などについて、市民の皆さんの提案を市長が伺います。

身近な話から、まちづくりのヒントが見つかる可能性があります。気軽に参加してください。

日時 2月3日(水)午後7時～9時

会場 中央館（羽中3-6-4）

対象 市内在住・在勤の方

申込み・問合せ 事前に、電話または直接広報広聴課市民相談係(☎)192へ（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

※予約の枠に空きのある場合は、当日会場でも受け付けます。当日の受付は午後8時30分までです。

※申込み状況により、初めて参加する方を優先する場合があります。

※1人ずつ市長と話していただきます。（1人15分程度）

※団体を代表してではなく、個人として参加してください。

※提案の内容によっては、後日回答する場合があります。

※秘密は固く守ります。安心して参加してください。



読書手帳表彰を行います

羽村市図書館の「読書手帳「よむちよ」

を使っている方で、本をたくさん読んでいる方を、羽村市教育委員会が表彰します。

冊数を達成した方は、期間中（休館日を除く）に図書館本館カウンターへお越しください。後日、表彰式のお知らせを送ります。

冊数

○中学生以下…500冊(読書手帳5冊)
○高校生以上…1000冊(読書手帳

10冊)

対象書籍 羽村市図書館から借りた資料、学校図書館の資料、家にある本（雑誌・漫画は除く）のうち本人の「読書手帳」「よむちよ」にシールを貼ったもの、または書いたもの

募集期間 1月5日(火)～2月28日(日)

問合せ 図書館☎554-12280



平成28年度住民税の税制改正など

問合せ 課税課市民税係 ⑮ 162

平成28年度から適用される個人住民税(市・都民税)および軽自動車税の税制改正は、次のとおりです。

ふるさと納税の拡充

特例控除額の上限の引上げ

平成27年1月1日以降の都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、特例控除額の上限が、個人住民税所得割額の1割から2割へ引き上げられました。

(参考) ふるさと納税における個人住民税の税額控除は、基本控除額と特例控除額の合計額となります。

■基本控除額Ⅱ(寄附金額(総所得金額等の30%が限度) - 2000円) × 10%

■特例控除額Ⅱ(寄附金額 - 2000円) × (90% - 所得税率(5~45%) × 1.021)

「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設

確定申告が不要な給与所得者などが、平成27年4月1日以降に都道府県・市区町村へ寄附した金額(ふるさと納税)について、寄附先の団体に特例の申請をすることで、確定申告書などを提出することなく個人住民税の寄附金税額控除を受けることができるようになります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例の適用を受けることはできません。

○所得税および復興特別所得税の確定申告書や市民税・都民税申告書の提出が必要な方

○所得税および復興特別所得税の確定申告書や市民税・都民税申告書を提出する方(医療費控除の適用

を受ける場合など)

○寄附先の団体が5団体を超える方

○申告特例申請書の内容に変更があり、翌年1月10日までに変更届出書を提出していない方

※平成27年1月1日~3月31日の都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、申告が必要です。

軽自動車税の税率改正

バイクなどの軽自動車税

平成28年度から、原付や125cc超のバイクなどの車両の税額が引き上げられます。

■バイクなどの軽自動車税額(年額)

区 分		現行税率	新税率
		平成27年度まで	平成28年度から
原 付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの <small>もっぱ</small>		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

■三輪・四輪車の軽自動車税額(年額)

車種区分	税 率		
	①平成27年3月31日までに新規登録した車両	②平成27年4月1日以降に新規登録した車両	③重課税率13%が経過した車両(中古車含む)
三 輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪乗用	営業用	5,500円	8,200円
	自家用	7,200円	12,900円
四輪貨物	営業用	3,000円	4,500円
	自家用	4,000円	6,000円

※平成28年度の重課税率の対象は、初度検査年月欄が「平成14年12月」以前の車両となります。これは、初度検査年月が「平成15年10月14日」より前の車両については、具体的な月の表記がある場合とない場合があり、それ以前に初めて車両番号の指定を受けた車両は、その月の属する年の12月を初度検査年月とみなし税率を判定する措置によるものです。

三輪・四輪車の軽自動車税

初めて車両番号の指定を受けた年月(以下、新規登録(*1))から13年を経過した車両(電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・電力併用軽自動車・被けん引自動車を除く)について、平成28年度以降、「重課税率(*2)」(左表③)が適用されます。

(*1)初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証(車検証)の初度検査年月で判断します。

(*2)重課税率とは、環境に配慮する観点から、新規登録から13年経過した車両に対し、14年目以降適用されるものです。